

【ポイント】

- ・ 特別用途地区条例に基づく許可において住民参加手続、専門家審査手続を省略することについて、近隣住民、地方公共団体、許可申請者の三者に分けてメリット・デメリットを分析する。
- ・ 近年の取消訴訟においては、裁判所は「判断過程審査方式」をとっており、許可について専門家審査手続等が整備されている場合には行政の判断を尊重している。このため、許可に専門家審査手続等を整備することは、行政判断の安定性を確保する観点から、地方公共団体にとってメリットがある。

1. はじめに

特別用途地区条例については、都市計画法、建築基準法においてほとんど規律する内容がないことから、「梓組み legalization」の典型例として、2019年11月29日、2020年1月31日、4月2日発行のリサーチ・メモ（以下、それぞれのリサーチ・メモを「第一リサーチ・メモ」、「第二リサーチ・メモ」、「第三リサーチ・メモ」という）において、特別用途地区条例の実態分析及び法的分析を行ってきた。

第一リサーチ・メモにおいて、特別用途地区条例に基づく許可手続が多数条例上措置されており、その許可の際には、住民参加手続、専門家審査手続を相当数で省略していること、第二リサーチ・メモ、第三リサーチ・メモにおいて、これらの許可における手続省略それ自体は、憲法、行政手続法制、建築基準法に反するものではないものの、建築基準法第48条に基づく特定行政庁の許可とのバランスから、特に、住民参加手続きの省略は、立法政策上の課題があることを示した。

本リサーチ・メモでは、特別用途地区条例に関する立法政策上の論点を、関係するプレーヤーごとにより深掘りして分析する。

2. 特別用途地区条例に基づく許可に係るプレーヤーごとの当否の検討

(1) プレーヤーごとの当否の全体像

特別用途地区条例に基づく許可に関するプレーヤーは、許可申請者、許可を行う地方公共団体、そして許可を受ける事業地の近隣住民の三者である。

その三者にとって、住民参加手続及び専門家手続を規定しない条例が、この三者にとって、どのような影響を与えるかについて整理したものは図表1（次ページ）である。

以下、具体的に説明する。

(2) 近隣住民にとってのメリット・デメリット

近隣住民にとっては、特別用途地区条例に基づく許可手続において、住民参加手続の規定されていないことは、住民が手続に参加する機会が制限されること、仮に地方公共団体の運用でそれが実施されるとしても、地方公共団体の判断でその手続が省略される可能性もあることから、住民にとっては不利な制度になる。

なお、近隣住民にとっての当事者適格の論点については、(3) で説明する。

(図表1) 特別用途地区条例に基づく許可において住民参加手続等が省略された場合のメリット・デメリット

	有利な点	不利な点	有利でも不利でもない点
住民	・なし	・住民が意見をいう機会が制限される。 ・仮に地方公共団体が運用で住民の意見を聞くことにしても、地方公共団体の判断で随時省略することができるので、住民の立場は弱くなる。	・取消訴訟の当事者適格の範囲は条例の規定の有無に左右されない。
地方公共団体	・住民の意見を聞くことに伴う地方公共団体の事務負担が省略できる。 ・仮に地方公共団体が運用で住民の意見を聞くことにしても、地方公共団体の判断で随時省略することができ、地方公共団体の事務負担が軽減できる。 ・専門家審査手続についても上と同様。	許可の取消訴訟審査にあたって、手続が整備されていないと、裁判所が行政の判断を尊重するという審査方式をとらない。その結果、取消訴訟における地方公共団体の裁量が逸脱していないことの証明が難しくなる。	・取消訴訟の当事者適格の範囲は条例の規定の有無に左右されない。
許可申請者	・なし	・上記の地方公共団体の取消訴訟での許可の正当性の証明が難しくなることは、許可で経済的利益を受けている立場にはマイナスの影響がありうる。	・なし

(3) 地方公共団体にとってのメリット・デメリット

住民の意見を聞くことは、職員の事務負担の増加になる¹ことから、条例で住民参加手続を規定しないことは、この観点から地方公共団体にとって、有利と考える要素がある。専門家審査手続を条例で規定しないことも同様である。

次に特別用途地区条例に基づく許可に関する訴訟に関する論点を説明する。

特別用途地区条例に基づく許可は、処分性があり、さらに、抽象的な要件のみ規定されている裁量的な行為である。このような裁量性のある処分の取消を争う場合には、近年の判例においては、「その判断の過程において重視すべきでない考慮事項を重視するなど、考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠いているというようなことはないか。また他方で、当然考慮すべき事項を十分に考慮していないといったようなことはないか」という視点から検討し、裁量権の逸脱・濫用が無かったかどうかの判断をする²のが通例となっており、これを学説上は「判断過程審査（統制）方式」と言われている²。

この「判断過程審査方式」をとる際に、特に、専門技術的な判断を行政側が行う場合には、「専門技術的な審査を行う手続が制度化されていることを条件」として、「行政の判断を尊重する」という考え方が図表2（次ページ）の最高裁判決³で示されている。

特別用途地区条例に基づく許可を扱った判例は存在しないものの、図表3（次ページ）のとおり、建築基準法の総合設計に関する許可について、その判断は専門技術的な判断と整理されている⁴。

総合設計の許可に比べ、用途規制の緩和を扱う特別用途地区条例に基づく許可は、第二リサーチ・メモで述べたとおり、総合設計の許可に比べ、より複雑で専門的な判断を必要とする。

さらに、図表2（次ページ）の「専門技術的な審査を行う手続が制度化されていることを条件として、行政の判断を尊重するという考え方」の最高裁判決を踏まえれば、特別用途地区条例に基づく許可手続において、専門家審査手続及び住民参加手続という専門技術的な審査手続規定が整備されていれば、裁判所の判断において、行政の判断が尊重されることが推測できる。

逆に、特別用途地区条例において専門家審査手続等を明記されていない場合には、この判例の法理が適用されず、より実体的な審査が行われることになる。この結果、行政側が自らの判断が裁量の範囲を逸脱

していないことの立証が相対的に困難となると解される。

よって、特別用途地区条例に基づく許可に対する取消訴訟対応という観点からは、条例に専門家審査手続等を規定しないことは、地方公共団体にとってデメリットになる。

(図表2) 専門技術的な判断について行政に判断を委ねることが明記された判決

判決日	裁判所	関係するポイント
平成 4年10月29日	最高裁第一小法廷	<p>(原子炉等) 規制法二四条二項が、内閣総理大臣は、原子炉設置の許可をする場合においては、同条一項三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び四号所定の基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないと定めているのは、右のような原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、右各号所定の基準の適合性については、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨と解するのが相当である。</p> <p>以上の点を考慮すると、右の原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべき(以下略)</p>
平成17年 5月30日	最高裁第一小法廷	<p>(原子炉等) 規制法の規制の構造に照らすと、原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の安全性にかかわる事項のすべてをその対象とするものではなく、その基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解するのが相当である(最高裁昭和60年(行ツ)第133号平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁参照)。そして、規制法24条2項の趣旨が、同条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号所定の基準の適合性について、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力安全委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を十分に尊重して行う主務大臣の合理的な判断にゆだねるものであることにかんがみると、どのような事項が原子炉設置の許可の段階における安全審査の対象となるべき当該原子炉施設の基本設計の安全性にかかわる事項に該当するの点かという点も、上記の基準の適合性に関する判断を構成するものとして、同様に原子力安全委員会の意見を十分に尊重して行う主務大臣の合理的な判断にゆだねられていると解される。</p>

(図表3) 建築基準法の総合設計に関する許可の判断が専門技術的なものと明記した判決

裁判所判例	wes tla lex w	判決日	裁判所	関係するポイント
	1	平成7年12月20日	東京地裁	<p>ところで、「総合的な設計に基づいて建築される建築物で市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの」という高度斜線適用除外許可の要件は、その文言自体極めて抽象的であり、その性質上、技術的・専門的な事項にわたる事柄であることに照らすと、右要件の有無の判断は、建築や都市計画に関する技術的・専門的な知識経験を有するとみられる特定行政庁の広汎な裁量に委ねられているものと解するのが相当である。そして、前記認定のとおり、東京都においては、総合設計許可及び高度斜線適用除外許可の判断のための具体的な基準として許可要綱を定め、その具体的な許否の判断を行っているものであり、本件都市計画許可についても、許可要綱に従って行ったものであるところ、許可要綱の内容に本件都市計画(及び法五九条の二)の定め趣旨に反する不合理な点があるとは窺われないから、結局、本件建築物の建築計画がその建ぺい率、容積率、各部分の高さなどの点において許可要綱の定め適合している場合には、他に特段の事情のない限り、被告知事が本件建築物につき右要件を充足していると判断したことは、裁量権の範囲内において適法にされたものとみるのが相当である。</p>
	1	平成17年9月30日	東京地裁	<p>「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」という総合設計許可の要件は、その文言自体概括的かつ抽象的であり、その性質上、技術的・専門的な事項にわたる事柄であることに照らすと、上記要件を満たしているかどうかの判断は、建築や都市計画に関する技術的・専門的な知見を有する特定行政庁の裁量に委ねられているものと解するのが相当である。</p>
	1	平成20年8月28日	東京高裁	<p>もとより、上記の(総合設計の)要件の判断は行政庁の自由裁量に属するものではなく、行政庁は同項の規定の趣旨に沿ってその判断をすべきことは当然であり、ここでは行政庁の専門的、技術的な裁量が合理的な範囲で認められるにすぎない。したがって、裁判所は、同項の規定の趣旨を踏まえて、行政庁のその点の判断が合理的裁量の範囲内のもので適法なものかどうかの司法審査をすることになるものであり、これと同趣旨の見解に基づいて、本件許可処分の司法審査を行った原判決の判断手法に違法な点はない。</p>

次に、取消訴訟の当事者適格の範囲が許可手続において住民参加手続を規定するか否かで変わるかについて論じる。

特例許可の取消訴訟⁵（図表4参照、次のページ）、総合設計の取消訴訟⁶（図表5参照、次の次のページ）の当事者適格の判断をみると、個別の建築物の形態や実際の交通発生の状況など、具体的な影響の内容を判断して、個別的な利益を侵害された者に限って、取消訴訟を提起することができる当事者適格がある者と判断している。

一方で、東京都の総合設計許可要綱に基づく公聴会に関する判決において、公聴会の開催は許可権者の裁量的な判断を的確に行うためのものであり、公聴会の参加資格の範囲が、当事者適格の範囲には直結しないことを明らかにしている⁷（図表6参照、次の次のページ）。さらに、建築基準法第48条の特例許可について、行政実務としては「公聴会で意見を述べることができる利害関係人は、建築物の周囲50m（物件によっては100m）内の地権者である」という運用がなされている⁸。この建築基準法第48条に基づく行政実務に基づく公聴会の参加資格の範囲は、取消訴訟の当事者適格の判断の前提となる個別的な利益を侵害された者よりも幅広くなるように運用している。

これらを踏まえると、特別用途地区条例に基づく許可手続において住民参加手続を設けたとしても、住民参加手続に参加できる者の範囲に左右されるのではなく、個別建築物の実態などを踏まえて、個別的な利益が侵害されたかどうかで、当事者適格の範囲は判断されることが推測できる。

よって、当事者適格の範囲という観点からは、特別用途地区条例に基づく許可鉄付きに住民参加手続を条例上規定することは、地方公共団体にとって、取消訴訟を訴えられる範囲が広がるといった不利な要素は特段ない。要は有利でも不利でもない。これは住民の立場からも同じである。

（4）許可申請者にとってのメリット・デメリット

許可申請者は、特別用途地区条例に基づく用途規制の緩和を許可によってえることによって建築物の建築または用途変更を行うことから、その許可が法的に安定することが重要である。

よって（3）で述べたとおり特別用途地区条例に基づく専門家審査手続及び住民参加手続が省略されることによって、取消訴訟に対して地方公共団体がその許可の正当性を立証しにくくなることは、許可申請者の立場を脅かすことになる。よって、これらの手続省略は許可申請者にとってのデメリットとなる。

特別用途地区条例に基づく許可手続自体は地方公共団体によって実施するので、専門家審査手続等の省略は基本的には、許可申請者にとってのメリットは存在しない。

3. まとめ

特別用途地区条例に基づく許可制度において、住民参加手続を省略することは近隣住民等にとっては、手続上不利になることは当然ながら、専門家審査手続及び住民参加手続を省略するによって、許可に対する取消訴訟に対して地方公共団体が裁量の範囲を逸脱していないことを裁判において立証することが困難になり、これらの手続を省略することは行政側にとって不利になる側面が明らかになった。

なお、第二リサーチ・メモにおいて、住民参加手続を特別用途地区条例に基づく許可で規定することによって、許可取消訴訟の当事者適格の範囲が確定するという意味で、地方公共団体にとってメリットがあると分析した。しかし、本リサーチ・メモの2（3）で分析したとおり、当事者適格の判例では、当事者適格の範囲は公聴会参加者などの手続対象者とは区別して論じていることから、住民参加手続を条例で規

定すること自体は当事者適格の範囲に影響しない判断した。この点については、第二リサーチ・メモから結論を変更している。

(図表4) 特例許可に対する取消訴訟の当事者適格関係の判決

裁判所判例	we sta w	lex	判決日	裁判所	ポイント
		1	昭和57年11月8日	東京高裁	ところで、前二に述べたとおり、控訴人らが本件許可処分の取消を求めるには、控訴人らにおいて、本件市民センターの建築により日照・騒音その他生活環境上の被害を蒙る虞れがあることが必要であるところ、右に認定判断した事実関係からすると、控訴人重田勉及び同松田商會については、現に右の被害を蒙り、或はこれを蒙る虞れがあるものとは到底認めることができず、他にこれに反する主張・立証はない。つぎに、控訴人松田栄夫については、右の事実関係によると、日照に関して被害を受ける虞れが全くないものとは言えないが、同控訴人方の現実の日照の状況が右認定のとおりであることを考えると、これを以て直ちに本件許可処分の取消を求める利益を肯認するに足る生活環境上の被害ということは困難であり、他にこれを左右すべき特段の主張・立証はない。なお、右に認定判断したところによれば、そのほかに同控訴人が被害を蒙る虞れがあるものとは認められない。 従つて、控訴人らはいずれも本件許可処分の取消を求める利益ないし原告適格を有しないものというべきである。
		1	昭和58年6月27日	甲府地裁	従つて建築基準法の用途規制は、都市計画法九条に基づき定められた各用途地域の目的を具体的に実現し、ひいては同法一条の定める「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」都市計画の実現を図るものに外ならず、それは公益の実現・保護のため、行政権の行使に制約を加えて解すべきものである。用途地域内住民個人の利益を直接保護する趣旨で定められたものではないと解すべきものである。勿論都市計画区域内住民が建築基準法の用途規制による整序された都市において良好な住居環境を享受するという利益を持つけれども、これは建築基準法の用途規制が前叙のような公益の実現・保護を目的として機能する結果受ける反射的利益に過ぎない。したがつて、本件許可処分の第三者である原告は用途地域内住民であるからといって、法律上保護された利益を、本件許可処分によつて侵害された者というを得ず、同処分の取消しを求める訴えの原告適格を有するものではない。
		1	昭和60年1月31日	東京地裁	建築基準法四八条五項但し書の許可は、商業地域内において原則として禁止された建築物の建築について、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認めたとときにされるものであるから（本件は、公益上やむを得ないと認めて許可された場合ではないから、以下この要件については除く。）、その許可をするかどうかの判断をする場合には、当該建築物の建築が当該地域において商業の利便を害するおそれがあるかどうかということであることは明らかである。そして、特定の建築物が建築されることによつて商業の利便が害されるおそれの生ずるのは、主としてその建物の周囲の、ある程度限られた範囲に所在する建物において現に商業を営んでいる者であるのが通常であるから、特定行政庁は、右の許可をするかどうかを決定する場合には、主として、右範囲に所在する建物において現に商業を営む者について、当該建築物の建築によつてその商業の利便が害されるおそれがあるかどうかを判断してこれを決すべきものと考えられる。そうすると、同法四八条五項但し書の許可については、右の範囲（それが具体的にどの程度であるかは、当該建築物の規模、事業内容、従前の地域の特質、既存の商業を営む者の営業内容等諸般の事情によつて決せられよう。）内にある建物において現に商業を営んでいる者は、その取消しを求める法律上の利益を有するものといわなければならない。
		1	昭和60年11月14日	最高裁一 小法廷	建築基準法四八条一項但し書に基づく本件許可処分の取消しを求めるにつき上告人が原告適格を有しないとした原審の判断は、結論において正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。
		1	平成9年7月25日	名古屋地裁	二）特定行政庁が、住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合には、例外的に、本来住居地域において建築することができない建築物であっても建築することができるが、その判断に当たっては、具体的な建築物について、その建築物の性格、そこに集まる人の数や流れ等の具体的個別的な事情を考慮することになるから、旧建築基準法四八条三項は、具体的個別的な住居の環境の保護を考へているということができ、(三)特定行政庁が右の許可をする場合には、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による聴聞を行わなければならない(旧建築基準法四八条九項)が、当該建築物の建設予定地の周辺に居住する者は、ここでいう利害関係を有する者に含まれると解されることからすると、旧建築基準法四八条三項は、右のような公益を保護する趣旨にとどまるものではなく、同項の建築制限によつて、当該建築物の建設予定地の周辺に居住する住民が受ける住居の環境が保護されるという個別的具体的な利益をも保護する趣旨であると解することが相当である。 そうすると、旧建築基準法四八条三項に反する建築確認がされることによつて住居の環境を害されるおそれのある周辺住民は、右建築確認の取消しの訴えにつき、原告適格を有するものと認められる。 原告は、本件建物が建築されると、原告所有建物の前の道路が本件建物の利用者の通り道となり、そのために生ずる騒音や排気ガス、本件建物から生ずる騒音等によつて、住居の環境を害されるおそれがあるということができ、原告には、本件訴訟によつて、原告適格が認められる。
		1	平成26年1月17日	東京地裁	3 建築基準法48条5項ただし書の規定に基づく例外許可の取消しを求める審査請求人適格を有する者の範囲について 上記1及び2において検討してきたところを総合考慮すれば、建築基準法48条5項ただし書の規定に基づく例外許可に係る建築物が建築され、当該建築物がその用途に供されることによつて、その周辺地域に居住し、現実に享受してきた「住居の環境」の内容を構成する、生活上保護されるべき人格権的利益を直接的に侵害されるおそれがある者の具体的利益は、例外許可の根拠となる建築基準法48条5項本文・ただし書において、その利益を専ら一般的公益の中に吸収解消するにとどめず、それが帰属する個人個人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとしているものと解するのが相当である。 したがつて、建築基準法48条5項ただし書の規定に基づく例外許可に係る建築物が建築され、当該建築物がその用途に供されることによつて、その周辺地域に居住し、現実に享受してきた「住居の環境」の内容を構成する生活上保護されるべき人格権的利益を直接的に侵害されるおそれがある者は、行政不服審査法4条「行政庁の処分(中略)に不服がある者」として、例外許可処分の取消しを求める審査請求人適格を有するものというべきである。 これに対し、原告は、当該建築物の周辺地域において生活を営む者の良好な生活環境を考慮すべきである旨主張するが、上記の「住居の環境」に直接つながらないような、交通、風紀、教育、文化など広い意味での生活環境の利益は、基本的には、特定の個人としての各住民に帰属するものというよりは、当該地域における一定の面的拡がりをもった範囲において生活を営む者が一般的に享受すべき性質のものというべきであつて、それが、一般的公益の中には吸収解消され得ない個人個人の個別的利益として法律上保護されているものと認めることは困難というべきである。

(図表5) 総合設計の許可に対する取消訴訟の当事者適格関係の判決

裁判所	we s t l a w	l e x	判決日	裁判所	判決のポイント
1	1	1	平成14年1月22日	最高裁三小法廷	以上のような同項の趣旨・目的、同項が総合設計許可を通して保護しようとしている利益の内容・性質等に加え、同法が建築物の敷地、構造等に関する最低の基準を定めて国民の生命、健康及び財産の保護を図ることなどを目的とするものである（1条）ことにかんがみれば、同法59条の2第1項は、上記許可に係る建築物の建築が市街地の環境の整備改善に資するようにするとともに、当該建築物の倒壊、炎上等による被害が直接的に及ぶことが想定される周辺の一定範囲の地域に存する他の建築物についてその居住者の生命、身体の安全等及び財産としてのその建築物を、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解すべきである。そうすると、総合設計許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し又はこれを所有する者は、総合設計許可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有すると解するのが相当である。
1	1	1	平成14年3月28日	最高裁一小法廷	以上のような同項の趣旨・目的、同項が総合設計許可を通して保護しようとしている利益の内容・性質等にかんがみれば、同項は、上記許可に係る建築物の建築が市街地の環境の整備改善に資するようにするとともに、当該建築物により日照を阻害される周辺の他の建築物に居住する者の健康を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解すべきである。そうすると、総合設計許可に係る建築物により日照を阻害される周辺の他の建築物の居住者は、総合設計許可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有すると解するのが相当である。

(図表6) 公聴会の性格及び当事者適格との関係を論じた判決

裁判所判例	we s t l a w	l e x	判決日	裁判所	判決のポイント
	1	1	平成22年10月15日	東京地裁	そして、上記（東京都総合設計）実施細目（乙A7）は公聴会の周知対象者である利害関係人の範囲について、建物について権利を有する者と土地について権利を有する者を区別していないものの、実施細目は計画建築物の構造等を問題とすることなく用途地域の区分によって公聴会開催の要否の基準を定められていることからすると、必ずしも計画建築物の倒壊、炎上等が存在した場合に及ぶ被害のみに着目して利害関係人の範囲を決しているとは解されないし、実際上も仮に計画建築物の倒壊、炎上等が存在した場合に及ぶ被害の内容は建物と土地とは大きく異なると考えられるから、実施細目が定める利害関係人の範囲に含まれることを理由として同項が計画建築物の倒壊、炎上等が存在した場合に土地の権利を有する者の利益を個別的利益としても保護する趣旨を含むと解する実質的な裏付けとなるものではない。
	1		平成23年 9月30日	東京地裁	ア 原告らは、本件公聴会においては、a団地側の公述人として、利害関係人でない者3名が意見を述べたところ、公聴会において意見を述べる者は、利害関係人又はその代理人に限定されており、それ以外の者が意見を述べることは予定されていないものというべきであるから、本件公聴会には手続上の重大な瑕疵があり、したがって、本件公聴会を前提とする本件許可処分も違法であるなどと主張する。 イ しかし、①本件実施細目及び本件取扱要領に定める公聴会は、東京都知事において、前記2(2)において述べたような特定行政庁の裁量的判断を適切に行うために開催するものと解されること、②本件実施細目及び本件取扱要領には、利害関係人又はその代理人以外の者が公聴会において意見を述べることを禁ずる趣旨の定めは置かれていないことに鑑みれば、本件実施細目及び本件取扱要領の定めをもって、公聴会において意見を述べる者を利害関係人又はその代理人に限定する趣旨を含むものということとはできないものというべきである。前記アの原告らの主張は、その前提を欠くものであって、採用することができない。
	1	1	平成23年12月14日	東京高裁	また、原告D寺は、公聴会への参加資格があり、景観に関する意見を述べていること、また、台東区景観計画（素案）により保護すべき景観の内容、範囲、保護の様態が明らかであることから、原告D寺の景観利益は個別的利益として保護されているとして、原告適格があると主張する。 しかしながら、公聴会への参加資格やそこで意見を述べる機会の付与は、広く一般的公益を保護する趣旨で周辺住民に与えられるものとみることができ、これらが与えられているからといって、建築基準法59条の2第1項がその者の個人的利益を保護する趣旨であると解することはできない。

(佐々木晶二)

¹ 行政解釈 154 頁では、申請に対する処分に対して公聴会等の開催を努力義務とした理由の一つとして、一律に意見聴取を行うことが「行政効率を著しく阻害すると考えられるケースがあ」とする。

² 原田尚彦『訴えの利益』（弘文堂、1973）第 7 章、村上裕章「判断過程審査の現状と課題」（判例時報第 85 巻 2 号、2013）藤田宙靖「自由裁量論の諸相——裁量処分の司法審査を巡って——」（日本学士院紀要第 70 巻第 1 号、2015）、橋本博之「行政裁量と判断過程統制」（法學研究、2008）、大橋洋一『行政法Ⅱ（第 3 版）』（有斐閣、2018）142 頁参照。

³ 図表 2 では、専門技術的な判断についての考え方を明らかにした平成 4 年 10 月 29 日最高裁の伊方原発判決とそれ以降この最高裁判決を引用した最高裁判例を、Westlaw Japan のデータベースで検索して示している。

⁴ 裁判所判例検索、LEX/DB インターネット（以下「lex」という）、Westlaw Japan（以下「westlaw」という）の 3 つのデータベースで、「建築基準法 48 条」＋「特定行政庁」＋「許可」で検索すると 25 件の判例がヒットするが、特例許可の専門技術性を明確に述べたものは存在しなかった。同じ 3 つのデータベースで「建築基準法 59 条の 2」＋「特定行政庁」＋「許可」で検索すると、29 件ヒットし、総合設計許可の専門技術性を明確に述べたものは図表 12 の 3 件である。

⁵ 裁判所判例検索、lex、westlaw の 3 つのデータベースで、「建築基準法 48 条」＋「特定行政庁」＋「許可」で検索した 25 件の判例のうち、近隣住民等の当事者適格を論じたものは図表 3 の 6 判決である。最高裁判所判決はみつからなかった。取消訴訟の当事者適格の範囲が 2004 年の行政事件訴訟法改正で第 9 条第 2 項が追加されたこと、2005 年 12 月 7 日の小田急訴訟最高裁判決を経て近年は近隣住民等に当事者適格を認めてきている。

⁶ 裁判所判例検索、lex、westlaw の 3 つのデータベースで「建築基準法 59 条の 2」＋「特定行政庁」＋「許可」で検索すると、29 件ヒットし、そのうち、20 件が総合設計の許可に対する取消訴訟の当事者適格を具体的に述べている。図表 5 に明記した最高裁判決の前には一部下級審において当事者の確を否定した事例もあったが、これらの最高裁判決以降は、当該最高裁判決に従って下級審では、総合設計許可の当事者適格について判断を行っている。

⁷ 裁判所判例検索、lex、westlaw の 3 つのデータベースで「建築基準法」＋「許可」＋「公聴会」で検索して建築基準法の許可を扱った判決は 10 あるが、具体的に公聴会の性格や当事者適格を論じたものは図表 6 の 3 判決である。

⁸ 「建築基準法第四八条第九項に規定する「その許可に利害関係を有する者」の範囲」（1973 年 12 月 14 日 長野県部長宛 住街発 1478）参照。